

株 主 各 位

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
宝ホールディングス株式会社
取締役社長 柿 本 敏 男

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁）をご高覧のうえ、所定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご登録ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
京都ホテルオークラ4階「暁雲の間」

※本年は開催場所を変更しております。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第105期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第105期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役9名選任の件

第3号議案

買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始は、午前9時を予定しております。
 - ◎当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使はいずれも不要です。
 - ◎連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.takara.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.takara.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎当社は、株式会社I C Jが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたは携帯電話等から当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙の右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際に、パスワードを変更していただく必要がございます。

<携帯電話用>

<http://www.it-soukai.com>



- (2) 行使期限は、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面（議決権行使書）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最終のものを有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) パスワード（株主様による変更後のものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するためのものです。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、株主様のご利用機器やインターネット環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問合せください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先
フリーダイヤル 0120-768-524（平日 9:00~21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問合せ先
フリーダイヤル 0120-288-324（平日 9:00~17:00）

以 上

（ご参考）

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出関連企業を中心とした企業収益や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかに回復を続けておりますが、個人消費にその効果を及ぼすまでにはいたっておりません。

一方、海外においては、米国・欧州は緩やかな景気拡大を続けておりますが、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や資源価格の下落などもあり、世界経済は依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもとで、当社グループは、長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」の達成に向けた第2ステップとしての「宝グループ中期経営計画2016」のもと、さらなるグループ企業価値の向上を目指し、国内では収益力の向上、海外では事業の拡大・伸長に取り組むとともに、バイオ事業の成長加速により、環境変化に強いバランスのとれた事業構造に変革していくことを目指し、着実な事業活動に努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比102.7%の225,364百万円、売上総利益は前期比105.2%の89,495百万円、営業利益は前期比105.3%の11,680百万円、経常利益は前期比108.6%の12,840百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比123.6%の7,055百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当社は平成27年4月1日付で連結子会社である宝ネットワークシステム株式会社を吸収合併いたしました。これに伴い、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

〔宝酒造グループ〕

国内では人口減少や高齢化に伴う酒類消費の減少、消費者の嗜好の多様化や節約志向の継続、それらに伴う販売競争の激化など依然厳しい状況が続いておりますが、一方では女性の社会進出や高齢者世帯・単身世帯の増加による中食市場の拡大など、新たな機会も存在しています。

また、海外においても、日本食への注目が高まり、世界規模で日本食レストランが増加するなど、日本食市場の一層の拡大が期待されます。

このような環境のもと、宝酒造グループでは、技術で差異化された高品質商品の開発・育成による国内事業の収益力の向上と、欧州を中心とした海外日本食材卸網の充実・拡大による海外事業の伸長などに取り組みました。

当セグメントの売上状況などは次のとおりであります。

(酒類)

焼酎

焼酎では、甲類焼酎の一部のアイテムに「糖質ゼロ」を商品ラベルにわかりやすく表示することによって、市場での話題喚起と新たなユーザーの獲得に取り組むなど宝焼酎ブランドの拡売に努めました。また、本格焼酎では、紫芋100%の“一刻者<紫>”を限定出荷で新発売するなど一刻者ブランドの活性化に努めました。

しかしながら、焼酎市場の減少の影響を受け、焼酎全体の売上高は、前期比93.4%の59,376百万円となりました。

清酒

清酒では、国内清酒市場は、消費量の減少傾向が続く厳しい状況にありますが、最重点戦略商品と位置付けて、注力しております“松竹梅白壁蔵「霽」スパークリング清酒”に加え、爽やかでドライな味わいに仕上げた“松竹梅白壁蔵「霽」<DRY>スパークリング清酒”を発売し、さらなるファンの獲得に努めました。また、業務用市場では、業務用専売商品の松竹梅「豪快」の拡売に引き続き努めました。

一方、海外では日本食市場の広がりを背景に、TAKARA SAKE USA INC.（米国）の清酒の売上高が引き続き増加しました。

しかしながら、国内では年末最需要期の暖冬の影響もあり、松竹梅「天」や松竹梅「1.8L壺」などは減少しました。

以上の結果、清酒全体の売上高は、前期比99.3%の24,736百万円となりました。

ソフトアルコール飲料

ソフトアルコール飲料では、基幹ブランドと位置付け、さらなる拡売に取り組んでおります辛口チューハイ“タカラ「焼酎ハイボール」”は引き続き増加しました。6月には糖質をはじめ、プリン体、甘味料、香料、着色料もゼロと、5つのゼロを実現した“タカラ果汁入り糖質ゼロチューハイ「ゼロ仕立て」”を新発売し、「焼酎ハイボール」と並ぶブランドとなるよう育成に取り組んでおります。また、その他のブランドにも各種フレーバーを積極的に投入するなど拡売に努めました。

以上の結果、ソフトアルコール飲料全体の売上高は、前期比107.4%の27,815百万円となりました。

その他酒類

その他酒類では、国内では株式会社ラック・コーポレーションの販売する輸入ワインが引き続き好調に推移し、海外でも、AGE INTERNATIONAL, INC. (米国) がバーボンウイスキーの売上高を伸ばしましたので、その他酒類の売上高は前期比105.0%の14,170百万円となりました。

以上の結果、酒類全体の売上高は前期比98.6%の126,097百万円となりました。

(調味料)

調味料では、家庭用、業務用に加え、今後ますます伸長が見込まれる加工・惣菜メーカーや外食チェーンへ向けて、ユーザーニーズに基づいた商品や独自技術で差別化された高い機能性を持つ商品などの開発・育成に取り組みました。

本みりんは、消費税増税前の駆け込み需要の反動の影響が一巡したこともあり増加しました。その他調味料では、食塩ゼロ品質訴求を徹底した「料理のための清酒」が牽引役となり、料理清酒が引き続き好調に推移し、だし調味料などの拡売に注力した食品調味料も増加しました。

以上の結果、調味料全体の売上高は前期比104.0%の24,419百万円となりました。

(原料用アルコール等)

原料用アルコール等では、円安などの影響による粗留アルコールの価格変動への対応を図るため、抜本的な価格改定に引き続き取り組みました。

その結果、受託アルコールは増加しましたが、工業用アルコールや添加アルコールなどが減少し、原料用アルコール等の売上高は前期比96.8%の7,197百万円となりました。

(物流)

物流事業では、主力の運送事業などに注力することで外部顧客への売上高の拡大に取り組みました結果、売上高は前期比100.9%の12,204百万円となりました。

(海外日本食材卸)

海外日本食材卸事業では、欧州を中心として、日本食レストランなどの外食市場や、テイクアウトや惣菜などの中食市場、スーパーマーケットや食料品店などの小売市場などへの展開を強化するとともに、地理的な展開も合わ

せ、海外日本食材卸網のさらなる充実・拡大に取り組んでおります。それらの結果、FOODEX S. A. S. (仏国)、COMINPORT DISTRIBUCIÓN S. L. (スペイン)、TAZAKI FOODS LTD. (英国)がいずれも増収となり、売上高は前期比117.2%の20,668百万円となりました。

(その他)

その他の売上高は前期比93.5%の1,436百万円となりました。

以上の結果、宝酒造グループ全体の売上高は前期比101.0%の192,025百万円、売上総利益は前期比102.5%の71,138百万円、販売費及び一般管理費は人件費や販売促進費などの増加がありましたので、前期比101.9%の62,728百万円となり、営業利益は前期比107.3%の8,410百万円となりました。

[タカラバイオグループ]

タカラバイオグループでは、長年培われたバイオテクノロジーを活用し、バイオ産業支援事業、遺伝子医療事業、医食品バイオ事業の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

バイオ産業支援事業

バイオテクノロジー関連分野の研究開発活動がますます広がりを見せるなか、タカラバイオグループでは、こうした研究開発活動を支援する製品・商品やサービスを中心に展開する当事業をコアビジネスと位置づけております。

バイオ産業支援事業では、主力の研究用試薬が、円安の影響もあり、前期比で大きく増加いたしました。また、受託サービスおよび理化学機器も前期比で増加いたしました。

以上の結果、バイオ産業支援事業の売上高は、前期比115.8%の27,320百万円となりました。

遺伝子医療事業

遺伝子医療事業では、高効率遺伝子導入技術レトロネクチン法、高効率リンパ球増殖技術であるレトロネクチン拡大培養法、siTCR等の自社技術を利用した、がん等の遺伝子治療の早期商業化を進めております。

当期は遺伝子医療事業の売上の実績はありませんでした。

医食品バイオ事業

医食品バイオ事業では、食から医という「医食同源」のコンセプトに基づき、当社グループ独自の先端バイオテクノロジーを駆使して日本人が古来常食してきた食物の科学的根拠を明確にした機能性食品素材の開発、製造および販売を行っており、ガゴメ昆布フコイダン関連製品、ボタンボウフウイソサミジン関連製品、明日葉カルコン関連製品、寒天アガフィトース関連製品、

ヤマイモヤムスゲニン関連製品およびキノコ関連製品等を中心に事業を展開しております。

医食品バイオ事業の売上高は、キノコ関連製品が前期比で減少いたしました。健康食品が前期比で増加いたしましたので、前期比101.3%の2,408百万円となりました。

以上の結果、タカラバイオグループ全体の売上高は前期比114.5%の29,729百万円、売上総利益は前期比118.0%の16,323百万円、販売費及び一般管理費は研究開発費や人件費などの増加により前期比118.5%の13,655百万円となり、営業利益は前期比115.8%の2,667百万円となりました。

〔宝ヘルスケア〕

宝ヘルスケアでは、健康食品市場が、高齢化に伴う健康増進ニーズの高まりや機能性表示食品制度の定着などを背景に、今後さらに拡大することが予想される状況のもと、ガゴメ昆布「フコイダン」シリーズを中心に、積極的かつ効率的な広告宣伝による通信販売事業の新規顧客の獲得やリピート率向上に取り組みました。また、ボタンボウフウ「イソサミジン」シリーズを「フコイダン」に次ぐ事業の柱として育成すべく拡売に努めました。

以上の結果、フコイダン関連製品やイソサミジン関連製品などが増加しましたので、宝ヘルスケアの売上高は前期比112.9%の1,865百万円となり、売上総利益は前期比114.5%の972百万円、販売費及び一般管理費は広告宣伝費の増加などがありましたので前期比112.0%の907百万円となり、営業利益は前期比168.7%の64百万円となりました。

〔その他〕

その他のセグメントは印刷事業などの機能会社グループであり、売上高は前期比96.8%の5,809百万円、売上総利益は前期比98.5%の729百万円、販売費及び一般管理費は前期比100.7%の671百万円となりましたので、営業利益は前期比78.6%の58百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（継続中のものを含む）は、無形固定資産、建設仮勘定に計上したものを含め総額6,003百万円でありました。

そのうち主要なものは次のとおりです。

タカラバイオ株式会社
新本社社屋（新研究棟）建設

(3) 資金調達状況

当連結会計年度は特記すべき資金調達は行っておりません。

なお、当社は機動的な資金調達を目的として、融資枠10,000百万円のコミットメントラインを設定いたしておりますが、当連結会計年度中は借入を行っておりません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第102期 (平成25年3月期)	第103期 (平成26年3月期)	第104期 (平成27年3月期)	第105期 (平成28年3月期)
売上高 (百万円)	200,989	209,568	219,490	225,364
営業利益 (百万円)	9,133	9,490	11,096	11,680
経常利益 (百万円)	9,296	9,909	11,827	12,840
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,687	10,280	5,706	7,055
1株当たり当期純利益 (円)	23.01	50.83	28.36	35.06
総資産 (百万円)	207,586	238,577	264,438	253,253
純資産 (百万円)	114,318	146,422	158,404	156,148
1株当たり純資産額 (円)	493.14	603.44	655.60	647.97

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 の 内 容
宝酒造株式会社	100.0	酒類、調味料、原料用アルコールの製造・販売
株式会社ラック・コーポレーション	(100.0)	ワインの輸入販売
タカラ物流システム株式会社	(100.0)	貨物運送業
タカラ長運株式会社	(100.0)	貨物運送業
TAKARA SAKE USA INC.	(90.0)	酒類、調味料の製造・販売
FOODEX S. A. S.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD	(80.6)	スコッチウイスキーの製造・販売
TAZAKI FOODS LTD.	(100.0)	酒類、食品、調味料等の輸入および卸売業
タカラバイオ株式会社	60.9	バイオ製品の製造・販売、受託サービス
Clontech Laboratories, Inc.	(100.0)	研究用試薬の開発・販売
宝生物工程(大連)有限公司	(100.0)	研究用試薬の製造・販売
宝日医生物技術(北京)有限公司	(100.0)	研究用試薬の販売
Takara Bio Europe S. A. S.	(100.0)	研究用試薬の販売
宝ヘルスケア株式会社	100.0	健康食品の製品開発・販売
大平印刷株式会社	100.0	印刷業

(注) 1. 議決権比率の()内は間接所有割合であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	宝酒造株式会社
特定完全子会社の住所	京都市伏見区竹中町609番地
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	55,088百万円
当社の総資産額	121,383百万円

3. 平成28年4月7日付で、当社の連結子会社であるClontech Laboratories, Inc.は、商号をTakara Bio USA, Inc.に変更いたしました。

(6) 対処すべき課題

国内では景気は緩やかに回復を続けておりますが、個人消費にその効果を及ぼすまでにはいたっておらず、消費者の低価格・節約志向は続いている状況です。

一般消費財の製造・販売を中核事業とする当社グループにとっては、高齢化や人口減少による市場の縮小や消費の多様化などにより、業界の垣根を越えた厳しい競争環境が今後も続くことが予想されます。また、原材料面では世界的な人口増加により需要は拡大しており、価格の高騰が懸念されます。

一方、海外においては、昨年開催されたミラノ万博での和食への注目、訪日外国人観光客の増加、世界規模での日本食レストランの増加や健康志向の高まりなどもあり、和食や和酒といった日本の食文化を世界に広げる絶好のチャンスと考えています。

また、先進国を中心に、遺伝子・細胞治療の臨床開発が進められており、日本国内ではこれらを含む再生医療を促進する政策を追い風に、今後ますます市場が拡大すると予想されています。

このように、当社グループにとって成長を見込める機会も数多く存在しています。

当社グループではこのような情勢の中、2020年度末までの長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」を策定し、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立することで持続的成長を目指しております。また、その実行計画の第2ステップとして「宝グループ中期経営計画2016」に取り組んでおります。

「宝グループ中期経営計画2016」の概要は以下のとおりであります。

基本方針

「宝グループ・ビジョン2020」の実現に向けて、

国内では収益力の向上、海外では事業の拡大・伸長に取り組むとともに、バイオ事業の成長加速により、環境変化に強いバランスのとれた事業構造に変革していく。

定量目標

2017年3月期 宝グループ連結

- ・売上高2,300億円以上
- ・営業利益120億円以上
- ・海外売上高比率16%以上

事業戦略

宝酒造グループ

技術で差異化された商品の開発・育成により、国内事業の収益力を向上させるとともに、海外日本食材卸網を積極的に拡大し、海外事業を大きく伸長させる。

タカラバイオグループ

再生・細胞医療分野へ戦略的な投資を行い、バイオ事業の成長を加速させる。

宝ヘルスケア

ダイレクトマーケティングを通じて、健康食品事業の成長を加速させる。

重点戦略

- ・「藩」を中心とした清酒売上高の拡大
- ・欧米をはじめとする世界での日本食材卸網構築
- ・バイオ医薬品などの製造開発支援サービス（CDMO事業）拡大
- ・遺伝子治療・細胞医療における臨床開発の推進

財務方針

健全な財務体質を維持しながら、資本効率を意識し、利益成長のための重点戦略への積極的な投資と、適切な株主還元を実施する。

中期経営計画2期目を終了した時点での補足

定量目標のうち連結売上高につきましては、当連結会計年度に計画を1年前倒しで達成する目標を掲げて取り組みましたが、前期比で増収となったものの目標には届きませんでした。一方、連結営業利益につきましては、期初の目標を上回りました。海外売上高比率につきましては、中期経営計画の目標を既に達成し、当連結会計年度では、20.5%となっております。今年度は中期経営計画の最終年度となりますが、目標の達成に向けて引き続き、グループ一丸となって取り組んでまいります。

当社は持株会社として、グループ経営基盤の強化、風土・人財の育成、社会・環境行動の推進などを通じて、上記事業方針に沿ったグループ経営を実践し、当社グループの企業価値向上のため邁進してまいります。

当社は、平成27年9月をもちまして、創立90周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、多くの関係各位の温かいご支援、ご指導の賜物と心より感謝申し上げます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント（平成28年3月31日現在）

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動を支配および管理する持株会社であります。

当社グループが営む事業セグメント別の主要製品等は次のとおりであります。

事業セグメントの名称	主 要 製 品 等
宝 酒 造 グ ル ー プ	焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料、ワイン、ウイスキー、中国酒、本みりん、食品調味料、原料用アルコール、貨物運送、海外日本食材卸
タカラバイオグループ	研究用試薬、理化学機器、受託サービス、キノコ
宝 へ ル ス ケ ア	健康食品
そ の 他	商業印刷、パッケージ印刷、WEBプロモーション

(8) 企業集団の主要な拠点等（平成28年3月31日現在）

当社 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地

（宝酒造グループ）

宝酒造株式会社 本社事務所 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
 東京事務所 東京都中央区日本橋2丁目15番10号
 支社 北海道支社（北海道）、東北支社（宮城県）、
 首都圏支社（東京都）、関信越支社（群馬県）、
 西関東支社（神奈川県）、東海支社（愛知県）、
 京滋北陸支社（京都府）、西日本支社（大阪府）、
 九州支社（福岡県）
 工場 松戸工場（千葉県）、楠工場（三重県）、
 伏見工場（京都府）、白壁蔵（兵庫県）、
 島原工場（長崎県）、黒壁蔵（宮崎県）

株式会社ラック・コーポレーション（東京都）

タカラ物流システム株式会社（京都府）

タカラ長運株式会社（長崎県）

TAKARA SAKE USA INC.（米国）

FOODEX S. A. S.（仏国）

THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD（英国）

TAZAKI FOODS LTD.（英国）

(タカラバイオグループ)

タカラバイオ株式会社 本社 滋賀県草津市野路東七丁目 4 番38号
事業所 草津事業所 (滋賀県)
四日市事業所 (三重県)

Clontech Laboratories, Inc. (米国)

宝生物工程 (大連) 有限公司 (中国)

宝日医生物技術 (北京) 有限公司 (中国)

Takara Bio Europe S.A.S. (仏国)

(宝ヘルスケア)

宝ヘルスケア株式会社 (京都府)

(その他)

太平印刷株式会社 (京都府)

(9) 企業集団の従業員の状態 (平成28年3月31日現在)

事業セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
宝酒造グループ	2,277名	18名減
タカラバイオグループ	1,273名	37名増
宝ヘルスケア	13名	1名増
その他	117名	24名減
当社	100名	87名増
合計	3,780名	83名増

(注) 前連結会計年度末に比べ当社において従業員数が増加しておりますが、これは子会社の吸収合併及び子会社の業務の一部を当社に移管したことによるものであります。

(10) 主要な借入先の状態 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,686百万円
農林中央金庫	1,340百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金 (総額10,000百万円) があります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社であるタカラバイオ株式会社は、平成28年3月31日付で、東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部に市場変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,699,743株（自己株式16,475,391株を含む。）
- (3) 株主数 23,128名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,206	10.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,075	6.00
株式会社みずほ銀行	9,738	4.84
農林中央金庫	9,500	4.72
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.67
株式会社京都銀行	5,000	2.48
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,113	2.04
国分グループ本社株式会社	3,489	1.73
宝グループ社員持株会	3,197	1.59
日本アルコール販売株式会社	3,000	1.49

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
 2. 当社は自己株式を16,475千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外していません。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大 宮 久	宝酒造株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長
代表取締役副会長	大 宮 正	宝酒造株式会社代表取締役副会長
代表取締役社長	柿 本 敏 男	宝酒造株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 尾 大 輔	宝酒造株式会社代表取締役副社長
取 締 役	仲 尾 功 一	タカラバイオ株式会社代表取締役社長、 宝生物工程（大連）有限公司董事長、 宝日医生物技術（北京）有限公司董事長
取 締 役	伊 藤 和 慶	宝酒造株式会社常務取締役、 FOODEX S. A. S. 代表取締役、 THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD取締役会長
取 締 役	木 村 睦	事業管理、財務・I R、人事、経理・シ ェアードサービス、事業支援・I T推進担当、 宝酒造株式会社専務取締役
取 締 役	鷲 野 稔	環境広報、総務担当、 総務部長、 宝酒造株式会社取締役
取 締 役	簀 ゆき子	宝酒造株式会社取締役、 株式会社ダスキン取締役
常 勤 監 査 役	渡 邊 西 造	宝酒造株式会社監査役
常 勤 監 査 役	山 中 俊 人	宝酒造株式会社監査役
監 査 役	上 田 伸 次	宝酒造株式会社常勤監査役、 タカラバイオ株式会社監査役
監 査 役	三 枝 智 之	宝酒造株式会社常勤監査役
監 査 役	北 井 久 美子	宝酒造株式会社監査役、 株式会社協和エクシオ取締役、 三井住友建設株式会社取締役、 勝どき法律事務所弁護士

- (注) 1. 「重要な兼職の状況」について
当社子会社の役職に関しては、当社の重要な子会社（1. (5)「重要な子会社の状況」に記載）における重要な職務を記載の対象としております。
2. 取締役 簀ゆき子氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役 山中俊人ならびに監査役 三枝智之および北井久美子の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役 簀ゆき子および監査役 北井久美子の両氏については、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。

5. 常勤監査役 山中俊人および監査役 三枝智之の両氏は、ともに金融機関での長年の業務経験その他を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- (1) 平成27年6月26日開催の第104回定時株主総会において、藪ゆき子氏は取締役役に、また、渡邊西造氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任しました。
- (2) 平成27年6月26日付で、取締役 植田武彦および監査役 釜田富雄の両氏は、それぞれ任期満了により退任しました。
- (3) 平成27年6月26日開催の監査役会において、監査役 渡邊西造氏は常勤監査役に新たに選定され、就任しました。
7. 平成28年4月1日付で組織改正を行ったことに伴い、同日付で取締役の担当を一部変更し、次のとおりとしました。
- 取締役 木村 睦 事業管理、I R、人事、経理・シェアードサービス、
事業支援・I T推進担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	固定報酬額		業績連動報酬額		合計 (百万円)
	対象員数	総額 (百万円)	対象員数	総額 (百万円)	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	111 (3)	8名 (-)	60 (-)	171 (3)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	40 (21)	- (-)	- (-)	40 (21)
合計 (うち社外役員)	16名 (5名)	151 (24)	8名 (-)	60 (-)	211 (24)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 平成27年6月26日開催の第104回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について、固定報酬額は年額126百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）、業績連動報酬額（社外取締役以外の取締役を対象）は年間につき前事業年度の連結営業利益の1%相当額以内（ただし、これらの額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。また、平成5年6月29日開催の第82回定時株主総会において、監査役の報酬限度額について、月額6百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）、監査役は5名（うち社外監査役3名）であります。上記の取締役および監査役の人数と相違しておりますのは、上記には、平成27年6月26日開催の第104回定時株主総会終了の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名および監査役1名が含まれているためであります。

② 報酬等の額の決定に関する方針の内容とその決定方法

取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議いただいたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内において、取締役会にて承認された「役員報酬内規」に基づき決定いたしております。

取締役の報酬額は、役職位に応じた役付部分と役位ごとの基準金額をもとに各取締役の前年度の業績評価の点数に応じて決定される業績評価部分からなります。なお、業績評価部分の取締役個々の業績評価は、取締役会の授権を受けた取締役が行います。

監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

「役員報酬内規」の改定は、取締役に関する部分は取締役会の決議、監査役に関する部分は監査役の協議を経るものとされております。

③ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役および社外監査役が役員を兼任する子会社から受けた役員報酬等の総額は24百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者または社外役員の兼職の状況

地位	氏名	兼職先および兼職の状況
社外取締役	藪 ゆき子	宝酒造株式会社 社外取締役、 株式会社ダスキン 社外取締役
社外監査役	山 中 俊 人	宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	三 枝 智 之	宝酒造株式会社 社外監査役
社外監査役	北 井 久 美 子	宝酒造株式会社 社外監査役、 株式会社協和エクシオ 社外取締役、 三井住友建設株式会社 社外取締役

(注) 1. 宝酒造株式会社は当社の子会社であります。

2. 社外取締役 藪ゆき子氏が社外取締役を務める株式会社ダスキンならびに社外監査役 北井久美子氏が社外取締役を務める株式会社協和エクシオおよび三井住友建設株式会社と当社との間には、いずれも重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	藪 ゆき子	取締役就任後に開催の取締役会7回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	山 中 俊 人	当事業年度中に開催の取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	三 枝 智 之	当事業年度中に開催の取締役会12回および監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。
社外監査役	北 井 久 美 子	当事業年度中に開催の取締役会12回のすべておよび監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、取締役会および監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問その他の発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 藪ゆき子ならびに社外監査役 山中俊人、三枝智之および北井久美子の4氏は、当社との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査内容、職務執行状況および監査報酬の推移等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD 等は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として海外子会社の内部統制報告制度対応に関する助言サービス等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）

（1）当企業集団の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当企業集団」という）では、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとする。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、当企業集団全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、運営する。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「宝グループコンプライアンス行動指針」を制定し、当企業集団の役員・社員のひとりひとりは、この指針に基づき、日常の業務活動を行うこととする。

- i) 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ii) 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切にした生命科学の発展に貢献する。
- iii) この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。
- iv) 就業規則を遵守し、就業規則に違反するような不正または不誠実な行為は行わない。
- v) 常に公私のけじめをつけ、会社の資産・情報や業務上の権限・立場を利用しての個人的な利益は追求しない。

（2）当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「宝グループコンプライアンス行動指針」により、当企業集団の役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じて当企業集団の役員・社員を教育する。
- ② 反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然として対応し、一切の関係を持たないこととする。
- ③ 役員・社員が当企業集団の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。
- ④ 「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。

- ⑤ 当企業集団では、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

(3) 当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制ならびに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備・運用する。
- ② 個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備・運用する。
- ③ 当社と子会社との関係に関する「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けることとする。

(4) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「コンプライアンス委員会」が当企業集団の「危機管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他当企業集団を取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。
- ② 緊急事態発生時には、コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「宝グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

(5) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当企業集団における業務執行上の意思決定および情報提供が適正かつ迅速に行われることを目的として、次の会議体を設置し、運営する。
 - i) 当企業集団全体の諸問題を審議する「グループ戦略会議」を原則として2ヶ月に1回開催する。
 - ii) 宝酒造株式会社の取締役会決議事項の事前協議および業績・活動状況の報告を行う「マザー協議連絡会議」ならびにタカラバイオ株式会社の取締役会決議事項および業績・活動状況の報告を行う「バイオ連絡会議」をそれぞれ原則として毎月1回開催する。
 - iii) その他の子会社の取締役会決議事項の事前協議および業績・活動状況の報告を行う「戦略会議」や「協議連絡会議」を各社ごとにそれぞれ原則として3ヶ月に1回開催する。
- ② 社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・

執行が行える体制を整備・運用する。

- ③ 取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。
- ④ 内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、職務を補助すべき使用人の設置を監査役が必要としたときは、当該使用人が置かれる指揮命令系統・当該使用人の地位・処遇等について取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性が確保される体制を整えた上で、補助使用人を置くものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会の他、グループ戦略会議・協議連絡会議等の重要な会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧し、必要に応じて当企業集団内の取締役および使用人に説明を求める。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。
- ③ 監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。

(8) 監査役は、職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役は、職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払その他の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- ② 監査役は、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門と緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は、取締役会が決議した前記の基本方針に基づいて整備・運用しております。取締役は、取締役会その他の会議体等でその整備・運用状況についての報告を受け、必要に応じて自らの担当部門に指示を行う等、その監督責任を適切に果たしております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

(1) 業務の適正を確保するための体制全般

- ① 取締役会が決議した当企業集団の業務の適正を確保するための体制に基づき、コンプライアンス委員会が承認した年度計画に沿って、コンプライアンスおよびリスクマネジメントの推進ならびに事業継続計画（BCP）の充実を図っております。
- ② 「内部監査規程」に基づく内部監査結果をふまえた対策を実施することにより、業務の適正性および効率性の確保に努めております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するために整備した体制のもと、業務運用状況についての確認・見直し・改善を行い、内部統制委員会がその有効性を評価しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① 「宝グループコンプライアンス行動指針」で明示した「法・社会倫理」に関わる行動指針が当企業集団全体に広く実践されるよう浸透を図っております。特に反社会的勢力に対しては毅然として対応し、一切の関係を持たないこととしております。
- ② コンプライアンス活動の推進を補佐するために職場ごとに選任しているコンプライアンスリーダーを対象とする研修を実施し、その役割を果たす上で必要となる知識および意識の周知・徹底を図っております。
- ③ コンプライアンス研修ツールを導入し、各職場における能動的なコンプライアンス教育の促進を図っております。
- ④ 社内および社外第三者機関に設置した内部通報窓口である「ヘルプライン」への通報に対しては、社内関係部門の連携により適切に対応しております。

(3) リスク管理体制

- ① 当企業集団をめぐる様々なリスクを洗い出して評価を行い、その対応策や役割分担を明確にするための「リスクマップ」の作成を通じて、各リスクに適切に対応していくための体制づくりに取り組んでおります。
- ② 地方自治体や他社の事業継続計画・災害時対応等を調査・研究し、当社において策定している事業継続計画（BCP）の妥当性や実効性を検証し、その充実を図っております。

(4) グループ会社の経営管理

- ① 「グループ会社管理規程」に基づき、各社の事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件について当社の各会議体における事前協議・報告を行うこととしている他、その重要度によっては、当社の取締役会における審議を行う体制を整備しております。
- ② 国内グループ会社に関しては、その代表取締役を招集した会議において、事業計画の重要性や、コンプライアンス・リスクマネジメントにおいて必要となる知識および意識の向上のための研修を実施しております。

- ③ 海外グループ会社に関しては、新たに当企業集団の一員となった会社に対し、当企業集団の企業理念や「宝グループコンプライアンス行動指針」の浸透と、事業基盤の整備に向けた各社の取組みへの指導・支援・助言を行う体制を整備しております。

(5) 監査役の監査の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役等からの報告を受ける他、業務執行上の重要書類の閲覧や業務執行取締役のヒアリング等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 監査役は、内部監査担当部門から定期的に報告を受ける等緊密な連携を保持することにより、その監査の有効性および効率性を確保しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様との共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探索し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移りました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」を策定しました。「宝グループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとるべく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えて

おります。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に對する一定の備えを設ける必要があると考えております。

II 基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により導入し、その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様の一部変更および継続のご承認をいただいた「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」の有効期間の満了に際し、平成25年5月9日開催の取締役会において、その一部変更および継続を決議し、同日公表いたしました。以下は、当該買収防衛策中における、基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みにかかる全文であり、平成25年5月9日現在の記述であります。

（注）1. 当社グループでは、平成26年4月に「宝グループ中期経営計画2016」をスタートしております。その概要につきましては、1.（6）「対処すべき課題」をご参照ください。

2. 文中の当社第102回定時株主総会の承認を前提とする事項に関しましては、平成25年6月27日開催の同総会において既に承認されております。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）：

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内における収益力の強化に努める。同時に、海外において積極的に事業拡大を図る。

●バイオ事業（タカラバイオグループ）：

タカラバイオグループの収益基盤である遺伝子工学研究事業のさらなる事業拡大を進めるとともに、医薬品バイオ事業を第2の収益事業へと育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）：

タカラバイオの研究に裏付けられた健康食品および健康食品素材について、通信販売やB to B市場における売上拡大を図り、将来の成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、平成25年5月9日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成25年5月9日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記Iのとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3.（4）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3.（1）において定義します。）が大規模買付ルール（後記3.（1）において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、本プランの継続をご承認いただいで以降、平成25年5月9日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

3. 本プランの内容

（1）本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた以下の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特

別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注2) 「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記(注1)の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記(注1)の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注3) 「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案（後記イにおいて定義します。以下、同じとします。）の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとし）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグループ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(j)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、後記（3）ア（イ）のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係
- (j) コーポレート・ガバナンスへの取り組み及び考え方

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記ウにおいて定義します。以下、同じとします。）の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模

買付者から最初の情報提供があった日（以下「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記（3）イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。なお、検討期間の延長は行わないものとしますが、後記エのとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案（後記エにおいて定義します。以下、同じとします。）に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から30営業日を越えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って新たな検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。な

お、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとし、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、変更買付提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、外部専門家の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様の判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様にその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。

もつとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、外部専門家の意見、助言等も参考にして、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様の意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとし、）の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記（2）ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1.（1）記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記（2）ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報について

は、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過前、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

(4) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとします。なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様へ割り当てられる新株予約権の概要は、後記(5)「新株予約権の概要」のとおりとします。

(5) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は、別紙2に規定するとおりです。なお、別紙2に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3. (3) ア (イ) のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります（ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意ください。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様が必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様は、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組みとなっております。

(3) 株主の皆様意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案のご承認をいただき継続しております。さらに、今回の継続につきましても、平成25年6月27日開催予定の当社第102回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をご承認いただくことを条件としており、その継続にも株主の皆様意思が反映される仕組みとなっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様意思が十分に反映できる内容となっております。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2) のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。その後も本プランを継続する場合には、平成28年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

(2) 本プランの改廃

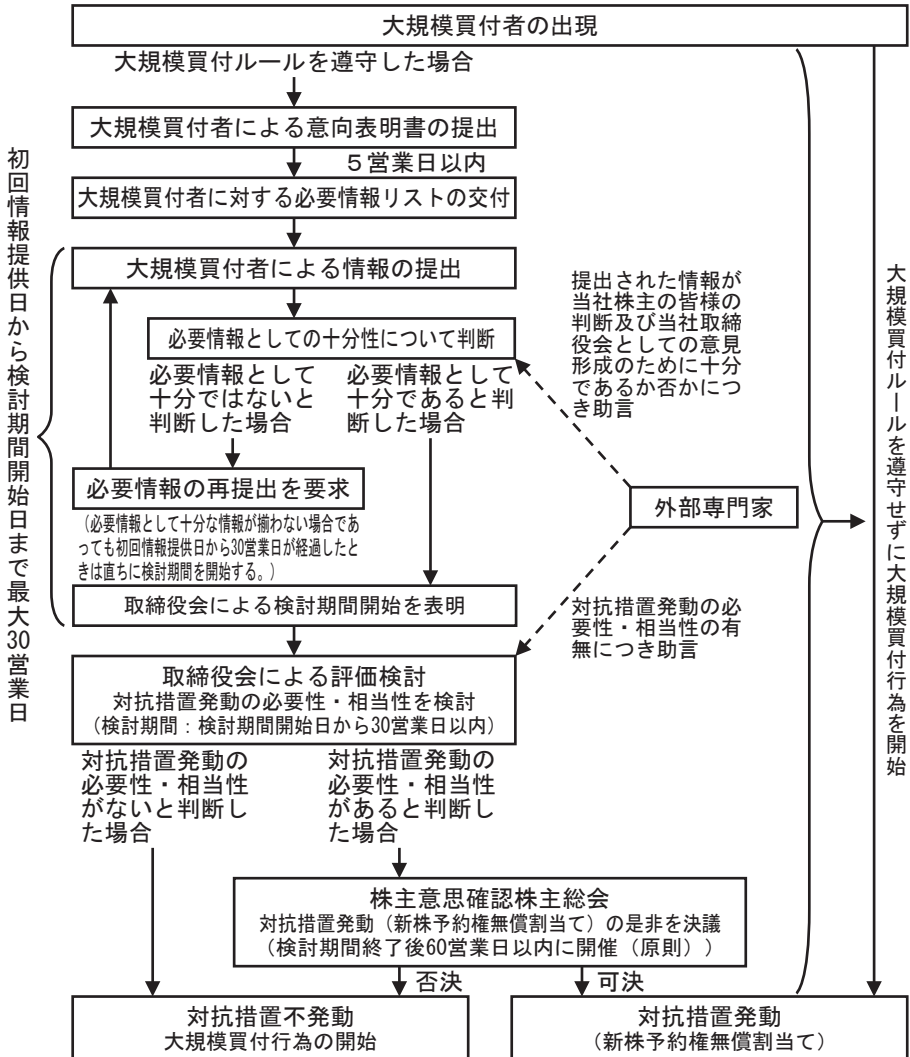
本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以上

<大規模買付ルール>

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株意思確認株主総会が開催される場合には、株意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



別紙2 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
2. 本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
7. 本新株予約権の譲渡による取得
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
9. 本新株予約権の取得の条件
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があります。
10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以上

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	159,073	流動負債	47,648
現金及び預金	38,386	支払手形及び買掛金	15,201
受取手形及び売掛金	46,845	短期借入金	4,994
電子記録債権	6,756	未払酒税	7,855
有価証券	28,238	未払費用	4,965
商品及び製品	29,739	未払法人税等	2,307
仕掛品	1,077	賞与引当金	2,235
原材料及び貯蔵品	3,401	販売促進引当金	1,870
繰延税金資産	2,070	その他	8,217
その他	2,788	固定負債	49,456
貸倒引当金	△231	社債	20,000
固定資産	94,179	長期借入金	10,255
有形固定資産	53,065	繰延税金負債	3,647
建物及び構築物	17,735	退職給付に係る負債	8,544
機械装置及び運搬具	12,554	長期預り金	5,379
土地	18,118	その他	1,630
リース資産	863	負債合計	97,104
建設仮勘定	104	純資産の部	
その他	3,687	株主資本	118,830
無形固定資産	11,010	資本金	13,226
のれん	6,975	資本剰余金	1,879
その他	4,035	利益剰余金	113,663
		自己株式	△9,938
		その他の包括利益累計額	11,555
投資その他の資産	30,103	その他有価証券評価差額金	6,822
投資有価証券	24,747	繰延ヘッジ損益	△445
退職給付に係る資産	874	為替換算調整勘定	5,548
繰延税金資産	1,683	退職給付に係る調整累計額	△370
その他	2,910	非支配株主持分	25,762
貸倒引当金	△112	純資産合計	156,148
資産合計	253,253	負債純資産合計	253,253

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

連 結 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		225,364
売 上 原 価		135,868
売 上 総 利 益		89,495
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		77,815
営 業 利 益		11,680
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	301	
受 取 配 当 金	446	
持分法による投資利益	334	
補 助 金 収 入	471	
そ の 他	277	1,830
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	447	
そ の 他	223	671
経 常 利 益		12,840
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	273	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	48	
そ の 他	31	353
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	311	
減 損 損 失	281	
そ の 他	51	644
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,548
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,839	
法 人 税 等 調 整 額	△60	4,778
当 期 純 利 益		7,769
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		713
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,055

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,565	流動負債	7,590
現金及び預金	3,787	短期借入金	4,730
売掛金	248	リース債務	55
有価証券	8,000	未払金	225
前払費用	54	未払消費税等	31
繰延税金資産	66	未払費用	349
短期貸付金	5,280	未払法人税等	87
その他	128	前受金	35
		預り金	1,957
		賞与引当金	116
		その他	0
固定資産	103,817	固定負債	33,674
有形固定資産	2,409	社債	20,000
建物	79	長期借入金	10,100
構築物	11	リース債務	107
車両運搬具	24	繰延税金負債	2,566
工具、器具及び備品	229	退職給付引当金	331
土地	1,895	長期預り金	336
リース資産	153	その他	231
建設仮勘定	16	負債合計	41,265
無形固定資産	299	純資産の部	
施設利用権	5	株主資本	73,771
ソフトウェア	292	資本金	13,226
その他	1	資本剰余金	3,159
		資本準備金	3,158
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	67,325
投資その他の資産	101,108	利益準備金	3,305
投資有価証券	16,932	その他利益剰余金	64,019
関係会社株式	77,110	配当準備金	400
長期貸付金	6,537	固定資産圧縮積立金	137
長期前払費用	15	別途積立金	48,230
その他	555	繰越利益剰余金	15,252
貸倒引当金	△41	自己株式	△9,938
		評価・換算差額等	6,346
		その他有価証券評価差額金	6,346
資産合計	121,383	純資産合計	80,118
		負債純資産合計	121,383

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営 業 収 益		
営 業 収 入		3,490
営 業 費 用		
営 業 原 価	1,454	
販売費及び一般管理費	1,443	2,897
営 業 利 益		592
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	536	
そ の 他	22	559
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	356	
そ の 他	32	388
経 常 利 益		762
特 別 利 益		
抱合せ株式消滅差益	70	
現物配当に伴う交換利益	42	
そ の 他	3	116
特 別 損 失		
ゴルフ会員権評価損	2	
そ の 他	0	2
税 引 前 当 期 純 利 益		875
法人税、住民税及び事業税	283	
法 人 税 等 調 整 額	△78	205
当 期 純 利 益		670

（百万円未満は切り捨てて表示しております。）

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

宝ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口弘志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田晶代 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

宝ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 弘志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下井田 晶代 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宝ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

宝ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	渡 邊 西 造 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	山 中 俊 人 ㊟
監査役	上 田 伸 次 ㊟
監査役 (社外監査役)	三 枝 智 之 ㊟
監査役 (社外監査役)	北 井 久美子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、業績、財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案して利益還元を実施していくこととしております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、次のとおり1株につき、普通配当11円（前期比1円増）に創立90周年記念配当1円を加え、合計12円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円（うち普通配当11円、記念配当1円）

総額金2,414,692,224円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大宮 久、大宮 正、柿本敏男、中尾大輔、仲尾功一、伊藤和慶、木村 睦、鷺野 稔および簀ゆき子の9氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役9名を選任願いたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当および 主要な兼職の状況	当期取締役会 出席状況
1	おおみや ひさし 大宮 久 【再任】(73歳)	代表取締役 会長	宝酒造(株)代表取締役会長、 タカラバイオ(株)取締役会長	12回中12回
2	かきもと としお 柿本 敏男 【再任】(65歳)	代表取締役 社長	宝酒造(株)代表取締役社長	12回中12回
3	なかお こういち 仲尾 功一 【再任】(54歳)	取締役	タカラバイオ(株)代表取締役社長	12回中12回
4	いとう かずよし 伊藤 和慶 【再任】(55歳)	取締役	宝酒造(株)常務取締役(海外事業 本部長)	12回中12回
5	きむら むつみ 木村 睦 【再任】(53歳)	取締役	事業管理、I R、人事、経理・ シェアードサービス、事業支援 ・IT推進担当、 宝酒造(株)専務取締役(事業管 理、経理、人事担当)	12回中12回
6	わしの みのる 鷺野 稔 【再任】(61歳)	取締役	環境広報、総務担当、総務部長、 宝酒造(株)取締役(環境広報、総 務、品質保証担当、総務部長)	12回中12回
7	やぶ こ 簀 ゆき子 【再任】(58歳) <社外><独立>	社外取締役	宝酒造(株)社外取締役、 (株)ダスキン社外取締役	7回中7回 (取締役就任後)
8	むらた けんじ 村田 謙二 【新任】(56歳)	—	宝酒造(株)常務取締役(調味料・ 酒精事業本部長)	—
9	よしだ としひこ 吉田 寿彦 【新任】(61歳) <社外><独立>	—	吉田寿彦税理士事務所税理士	—

(注) 1. 年齢は、本総会時のものであります。

2. 各候補者の詳細につきましては、次頁以降をご参照ください。

(ご参考)

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名に関する方針と手続

経営陣幹部ならびに取締役候補者については、次の基準に照らし、代表取締役社長が他の代表取締役との協議を経て取締役会に提案し、決議している。

- ・優れた人格・見識と経営全般の見地から経営課題を認識してこれを解決できる能力を有すること。
- ・社内取締役においては、専門分野における十分な知見・経験・実績を有するとともに、高い組織運営能力を有すること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験を有するとともに、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言ができる資質を有していること。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間に於いて、次のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
 - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
 - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
 - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあつては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">おお みや ひさし 大 宮 久</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">昭和18年6月9日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 430,650株 ●当社との特別の利害関係なし ●当期取締役会出席状況 12回中12回 	<p>昭和43年4月 当社入社</p> <p>昭和49年5月 当社取締役</p> <p>昭和57年6月 当社常務取締役</p> <p>昭和63年6月 当社専務取締役</p> <p>平成3年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>平成5年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成14年4月 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長、 タカラバイオ株式会社取締役会長</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役会長、 宝酒造株式会社代表取締役会長、 タカラバイオ株式会社取締役会長 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 代表取締役会長 タカラバイオ株式会社 取締役会長
2	<p style="text-align: center;">かき もと とし お 柿 本 敏 男</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">昭和25年8月9日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 67,900株 ●当社との特別の利害関係なし ●当期取締役会出席状況 12回中12回 	<p>昭和48年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 宝酒造株式会社執行役員</p> <p>平成15年6月 同社取締役</p> <p>平成16年6月 同社常務取締役</p> <p>平成22年6月 当社代表取締役副社長、 宝酒造株式会社代表取締役副社長</p> <p>平成24年6月 当社代表取締役社長、 宝酒造株式会社代表取締役社長 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 代表取締役社長
<p>●取締役候補者とした理由</p> <p>当社の代表取締役として長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、当社ならびに宝酒造株式会社およびタカラバイオ株式会社をはじめとする当社グループのさまざまな事業・分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める経営陣幹部ならびに取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	なか お こう いち 仲 尾 功 一 【再任】 昭和37年6月16日生 ●所有する当社株式の数 16,400株 ●当社との特別の利害関係 下記参照 ●当期取締役会出席状況 12回中12回	昭和60年4月 当社入社 平成14年4月 タカラバイオ株式会社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成19年6月 同社代表取締役副社長 平成21年5月 同社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役、 タカラバイオ株式会社代表取締役社長 現在に至る ●重要な兼職の状況 タカラバイオ株式会社 代表取締役社長 宝生物工程（大連）有限公司 董事長 宝日医生物技術（北京）有限公司 董事長
4	い とう かず よし 伊 藤 和 慶 【再任】 昭和36年1月25日生 ●所有する当社株式の数 14,700株 ●当社との特別の利害関係 下記参照 ●当期取締役会出席状況 12回中12回	昭和60年4月 当社入社 平成20年4月 宝酒造株式会社常務執行役員 平成25年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役兼常務執行役員 平成26年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社常務取締役 現在に至る ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 常務取締役（海外事業本部長） FOODEX S. A. S. 代表取締役 THE TOMATIN DISTILLERY CO. LTD 取締役会長
		●取締役候補者とした理由 宝酒造株式会社海外事業における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める経営陣幹部ならびに取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。 ●当社との特別の利害関係について 当社は、同氏が取締役会長を務めるTHE TOMATIN DISTILLERY CO. LTDに金銭を貸し付けております。

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	きむらむつみ 木村睦 【再任】 昭和38年2月3日生 ●所有する当社株式の数 26,100株 ●当社との特別の利害関係なし ●当期取締役会出席状況 12回中12回 ●取締役候補者とした理由 当社ならびに宝酒造株式会社およびタカラバイオ株式会社の経営企画、財務、経理等の分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める経営陣幹部ならびに取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。	昭和60年4月 当社入社 平成14年4月 タカラバイオ株式会社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成21年5月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成26年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社専務取締役 現在に至る ●当社における現担当 事業管理、I R、人事、経理・シェアードサービス、 事業支援・I T推進担当 ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 専務取締役 (事業管理、経理、人事担当)
6	わしのみのる 鷲野稔 【再任】 昭和30年4月23日生 ●所有する当社株式の数 30,200株 ●当社との特別の利害関係なし ●当期取締役会出席状況 12回中12回 ●取締役候補者とした理由 当社および宝酒造株式会社の総務・法務・コンプライアンスに関する分野における豊富な経験と実績を有するとともに、当社の定める経営陣幹部ならびに取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。	昭和53年4月 当社入社 平成25年6月 宝酒造株式会社執行役員 平成26年6月 当社取締役、 宝酒造株式会社取締役 現在に至る ●当社における現担当 環境広報、総務担当、 総務部長 ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 取締役 (環境広報、総務、品質保証担当、 総務部長)

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p style="text-align: center;">やぶ こ 敷 ゆき子</p> <p style="text-align: center;">【再任】</p> <p style="text-align: center;">＜社外＞＜独立＞</p> <p style="text-align: center;">昭和33年6月23日生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 7回中7回(取締役就任後) ●当社社外取締役在任期間 1年(本総会終結時) 	<p>昭和56年4月 松下電器産業株式会社 (現：パナソニック株式会社) 入社</p> <p>平成18年4月 同社ホームアプライアンス社技術本部 くらし研究所所長</p> <p>平成23年1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部 グローバルコンシューマーリサーチセンター所長</p> <p>平成24年4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門 コンシューマーリサーチセンター所長</p> <p>平成25年4月 同社アプライアンス社 グローバルマーケティングブランニングセンター コンシューマーリサーチ担当理事 兼グループマネージャー</p> <p>平成26年3月 同社退社</p> <p>平成26年6月 株式会社ダスキン社外取締役(現職)</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役(現職)、 宝酒造株式会社社外取締役(現職) 現在に至る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 社外取締役 株式会社ダスキン 社外取締役
		<ul style="list-style-type: none"> ●社外取締役候補者とした理由等 <ul style="list-style-type: none"> ・同氏は、社外取締役候補者であります。同氏については、一般消費財製品の企画・開発、市場調査・分析、マーケティング等に関する豊富な経験と実績を有することにより、これらが当社の経営体制の一層の充実に反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。 ・同氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 ・同氏は、当社の特定関係事業者(子会社)である宝酒造株式会社の社外取締役であります。 ・同氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。 ●責任限定契約について <p>当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結しており、本議案において同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。</p>

候補者番号	氏名等 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	むら た けん じ 村 田 謙 二 【新任】 昭和34年11月27日生 ●所有する当社株式の数 25,900株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 ー ●取締役候補者とした理由 宝酒造株式会社の技術・供給分野における豊富な経験と実績ならびに調味料・酒精事業を担当するなどの経験を有するとともに、当社の定める経営陣幹部ならびに取締役候補者の基準を満たしていることから、取締役候補者となりました。	昭和58年4月 当社入社 平成17年4月 宝酒造株式会社 S C M部長 平成22年6月 同社取締役兼常務執行役員技術・供給本部長 平成26年6月 同社常務取締役調味料・酒精事業本部長 現在に至る ●重要な兼職の状況 宝酒造株式会社 常務取締役 (調味料・酒精事業本部長)
9	よし だ とし ひこ 吉 田 寿 彦 【新任】 <社外><独立> 昭和30年3月18日生 ●所有する当社株式の数 0株 ●当社との特別の利害関係 なし ●当期取締役会出席状況 ー ●社外取締役候補者とした理由等 ・同氏は、社外取締役候補者であります。同氏については、税務に関する豊富な経験と実績を有することにより、これらが当社の経営体制の一層の充実と反映されるものと判断されるとともに、当社の定める社外取締役候補者の基準を満たしていることから、社外取締役候補者となりました。 ・同氏はこれまで会社の経営に関与したことはありませんが、同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 ・同氏については、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社が株式を上場している東京証券取引所に対し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出を行うこととしております。 ●責任限定契約について 本議案において同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項各号の額の合計額を責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。	昭和48年4月 国税庁仙台国税局入局 平成15年7月 財務省主税局主税調査官 平成16年7月 国税庁東京国税局銚子税務署長 平成18年7月 同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官 平成19年7月 同庁課税部酒税課酒税企画官 平成21年7月 同庁東京国税局総務部企画課長 平成22年7月 同庁東京国税局課税部酒税課長 平成24年7月 同庁課税部消費税室長 平成26年7月 同庁高松国税局長 平成27年7月 同庁退官 平成27年8月 吉田寿彦税理士事務所税理士（現職） 現在に至る ●重要な兼職の状況 吉田寿彦税理士事務所 税理士

第3号議案 買収防衛策の継続にあたり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合の対抗措置の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社および当社グループの企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会および平成25年6月27日開催の当社第102回定時株主総会において、本プランの一部変更および継続についてそれぞれ株主の皆様のご承認をいただき、現在に至っております。

本プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっておりますので、当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、一部変更を加えた上で本プランを継続することを決議し、同日公表いたしました。本プランの一部変更および継続は、本総会において本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものとなっておりますので、株主の皆様にお諮り申しあげる次第であります。なお、主な変更点は以下のとおりです。

【主な変更点】

- ・独立委員会の設置
- ・大規模買付者に提出を求める必要情報の項目の変更
- ・その他字句および表現の修正等の所要の変更

本プランでは、対抗措置の発動の判断は、原則として株主総会の決議により行われますが、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとしております。

つきましては、かかる場合における対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任することをお願いするものであります。

なお、当社取締役会が対抗措置を発動することに関する判断をする場合には、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、今般新たに設置する独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対し、一定の検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その判断を行うこととします。

本プランの具体的な内容につきましては、下記のとおりであります。

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様との判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様との共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探索し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「宝グループ・ビジョン2020」を策定しました。「宝グループ・ビジョン2020」では、「国内外の強みを活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けするとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様は事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

(2) 基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。なお、各セグメントの主な方針は以下のとおりです。

●宝酒造グループ（酒類・調味料事業）：

当社グループの中核である宝酒造グループは、焼酎、清酒、ソフトアルコール飲料や調味料、原料用アルコールなど、技術で差異化されたオリジナリティのある製品を製造し、日本国内のみならずグローバルに販売することで、安定したキャッシュフローを創出するとともに、海外では日本食レストラン向けに和食の食材・調味料などを販売する海外日本食材卸事業の拡大を通じ、日本の食文化を世界に広めることで、持続的な成長を実現する。

●タカラバイオグループ（バイオ事業）：

当社グループの成長を担うタカラバイオグループは、収益基盤であるバイオ産業支援事業において、バイオ研究者向けの試薬・機器の製造・販売や、遺伝子・細胞プロセッシングセンターを中核拠点としたバイオ医薬品や再生医療等製品などの製造開発支援サービス（CDMO）事業を拡大させることで、安定的な利益を創出する。また、健康食品素材の開発やキノコの栽培・販売などの医食品バイオ事業を第二の収益事業として育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●宝ヘルスケア（健康食品事業）：

宝ヘルスケアは、ガゴメ昆布「フコイダン」やボタンボウフウ「イソサミジン」など、タカラバイオの研究に裏付けられた独自素材やその技術を活かした安心・安全な健康食品を開発し、通信販売やB to B市場での販売を拡大することで、当社グループの成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制のもと、「宝ホールディングス コーポレートガバナンスポリシー」を定め、株主や投資家の皆様との積極的な対話や、取締役会を中心とした最適なガバナンス体制の構築などに取り組んでおります。

具体的には、平成28年5月9日現在、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執

行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、平成28年5月9日現在、社外取締役1名及び社外監査役1名の計2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。また、平成28年6月29日開催予定の第105回定時株主総会において、社外取締役1名（独立役員として指定の予定）を追加する内容の取締役選任議案（取締役候補者を9名とし、うち2名を会社法第2条第15号に定める社外取締役とする内容の取締役選任議案）を付議することを予定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1.（1）のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに一定程度の経営支配権の異動が生じ得るような買付行為が行われる場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3.（5）をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3.（1）において定義します。以下同じとします。）が大規模買付ルール（後記3.（1）において定義します。以下同じとします。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様のご意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の当社第102回定時株主総会において、本プランの継続をそれぞれご承認いただいで以降、平成28年5月9日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することは是非を判断することができるよう、本プランを継続します（本プランの概要図は、別紙1をご参照願います。）。

なお、本プランの継続にあたっては、本プランの導入以後の大規模な買付行為への対応方針に関する議論の動向等を踏まえ、大規模買付ルールに則った一連の手續に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することの他、所要の変更を行います。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような当社株券等の買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、大規模買付行為に該当しないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた後記（3）に定める大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注2）「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注3）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

(2) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手續に関する客観性及び合理性をより一層担保するため、並びに大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性をさらに担保するため、当社取締役会から独立した組織として、別紙2に定める独立委員会規則に基づき、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中から選任します（平成28年5月9日現在の当社の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、別紙3をご参照ください。）。なお、本プランの継続時に選任予定の独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙4のとおりであり、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした社外取締役及び社外監査役によって構成される予定です。

独立委員会は、以下の役割を担うこととします。

① 大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報（後記（3）イにおいて定義されます。以下同じとします。）として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。

- ② 変更買付提案（後記（3）エにおいて定義されます。以下同じとします。）がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間（後記（3）ウにおいて定義されます。以下同じとします。）として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ③ 大規模買付者の買付提案（後記（3）イにおいて定義されます。以下同じとします。なお、変更買付提案を含みます。）及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案（変更買付提案を含みます。）に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告をすることとします。
- 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付者に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の判断に関する決議、株主意思確認株主総会（後記（3）アにおいて定義します。）の招集手続及びその開催に係る事務その他の対応をとることとします。

（3）大規模買付ルールの内容

ア 大規模買付ルールの設定

当社が、大規模買付者に対して、遵守を要請するものとして設定する大規模買付ルールは、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日（後記イにおいて定義します。以下同じとします。）から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと
- (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主の皆様にご判断いただく必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」といいます。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとし）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

イ 大規模買付ルール①について

本プランが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、大規模買付者から意向表明書を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日の翌日から5営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者及びそのグルー

ブ並びに買付提案等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を、以下の(a)乃至(i)に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。

なお、必要情報リストに基づいて、当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求める情報は、当社株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとします。

大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて（外国語によって作成された書面を提出する場合には、全文について日本語訳を添付しなければならないものとし、かつ、日本語の書面をもって正本とみなします。）、当社取締役会に提出しなければならないものとします。なお、ここで提出を受けた必要情報については、速やかに独立委員会に提供し、また、後記（４）ア（イ）のとおり、株主意思確認株主総会が開催される場合の招集通知に記載することとしますが、その際、招集通知に記載することができる文字数の上限は、原則として5,000字程度とします。

- (a) 大規模買付者及びそのグループに関する事項
- (b) 買付提案の目的
- (c) 大規模買付者及びそのグループのそれぞれの当社株券等の所有状況及び取引状況
- (d) 買付提案の買付条件（買付期間、買付価格及び買付予定数等）及び買付方法
- (e) 当社株券等の取得に関する許可等（ある場合のみ）
- (f) 当社株券等の買付価格の算定根拠
- (g) 買付資金の調達方法
- (h) 当社株券等を買付けた後の当社グループの経営方針及び事業計画等
- (i) 当社株券等を買付けた後の当社グループの従業員の処遇、取引先、顧客等の当社の利害関係者との関係

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、前記（２）①に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のための必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」といいます。）として、買付提案についての検討を開始します。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下「初回情報提供日」といいます。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとします。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとします。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された情報が当社株主の皆様との判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分であると判断し、検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様との判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様とその旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様との意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表するものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、後記（４）イに定める大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

ウ 大規模買付ルール②について

大規模買付者は、当社取締役会が、買付提案の評価検討を行う期間である検討期間開始日から最大30営業日以内の間（以下「検討期間」といいます。）は大規模買付行為を開始してはならないこととします（大規模買付ルール②(a)）。なお、検討期間の延長は行わないものですが、後記エのとおり、買付提案に変更があった場合には、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、新たな検討期間を設けるものとします。かかる場合には、変更前の買付提案に係る検討期間開始日から30営業日を越えて検討を行うことがあります。

当社取締役会は、検討期間の間、大規模買付者から受領した必要情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するか否かを検討し、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無を決議するものとします。この際、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、当該決議が終了した場合には、決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします（後記エに従って新たな検討期間が設定される場合を除き、検討期間開始日から最大30営業日以内に公表します。）。大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がなく、対抗措置の発動を株主意思確認株主総会に付議する必要がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果が公表された日の翌日以降、大規模買付行為を開始することができます。

これに対し、当社取締役会が、買付提案が、当社の株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものではないとして、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断し、その旨の決議が行われた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主意思確認株主総会を開催するものとします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会の決議に基づいて一定の基準日を設定して議決権を行使することができる株主の皆様を確定することとします。なお、株主意思確認株主総会は、検討期間終了後60営業日以内に開催されるものとなりますが、事務手続上の理由から60営業日以内に開催できない場合は、滞りなく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとします。大規模買付者は、当社取締役会が、株主意思確認株主総会を開催することとした場合、当該株主意思確認株主総会が終了するまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします（大規模買付ルール②(b)）。

エ 買付提案が変更された場合

大規模買付者は、買付提案の変更を行う場合（以下、かかる変更後の買付提案を「変更買付提案」といいます。）、変更買付提案に係る必要情報を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、当社株主の皆様判断のために必要と認められる場合には、変更買付提案を受領した旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

当社取締役会は、前記（2）②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重しつつ、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る情報が必要情報として十分であるか否かを

検討し、変更買付提案に係る情報が、当社株主の皆様への判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて変更買付提案に係る必要な情報の提出を求めるものとします。

この場合、変更前の買付提案に係る検討期間が開始されているか否かにかかわらず、変更買付提案に係る必要情報として十分な情報の提出があった日をもって、変更買付提案に係る検討期間開始日として、前記ウに記載する検討期間を設けるものとします。

なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とします。

当社取締役会は、変更買付提案に係る検討期間を開始する場合には、大規模買付者に対してその旨を通知するとともに、当社株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、株主の皆様への旨を適当であると判断する時期及び方法により公表するものとします。

変更買付提案に係る検討期間は、変更買付提案に係る検討期間開始日から最大30営業日以内とし、当社取締役会は、変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断に関する決議が終了した場合には、当該決議の結果を、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により速やかに公表するものとします。当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性の有無の判断をするにあたっては、当社取締役会は、外部専門家からの意見、助言等も参考にすることとします。また、当社取締役会が変更買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問し、独立委員会は、変更買付提案及び大規模買付者から提出を受けた変更買付提案に係る必要情報を検討し、変更買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、変更買付提案に係る検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重することとします。

もっとも、検討期間開始日以降に買付提案が変更された場合であって、当社取締役会が、変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更がないと判断した場合には、変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けず、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間を引き続き存続するものとします。当社取締役会が変更買付提案と変更前の買付提案とを比較して、変更前の買付提案から重要な変更があるか否かを判断するにあたっては、外部専門家の意見、助言等も参考にすることとし、また、前記(2)②に定める独立委員会からの勧告を最大限尊重することとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された変更買付提案に係る必要情報のうち、株主の皆様への意思決定に資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとします。

(4) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、買付提案（以下、変更買付提案があった場合には、当該変更買付提案を含むものとします。）の内容等について評価検討を行うこととします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置発動の必要性・相当性の有無に関する決議に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問します。独立委員会は、買付提案及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性の有無について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、以下の（ア）及

び(イ)の判断を行うこととします。

(ア) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、前記(3)ウのとおり、決議の結果を公表するとともに、当社取締役会としては、特段の措置はとりません。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が公表した決議の結果及び必要情報等に基づいて、当該買付提案に応じるか否かの意思決定を行っていただくこととなります。

(イ) 当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

当社取締役会は、前記1.(1)記載の基本方針に照らして、大規模買付者による買付提案の内容が株主共同の利益を害するおそれがあり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくないことが明白である場合には、大規模買付者に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断し、その旨の決議を行います。この場合には、前記(3)ウのとおり、当社は、検討期間終了後原則として60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催するものとし、当社取締役会としては、株主意思確認株主総会の招集手続を進めるとともに、株主の皆様への情報提供、代替案の提示及び株主の皆様に対する説得行為等を行います。ただし、大規模買付者が買付条件を変更したことにより、対抗措置発動の必要性・相当性がないと当社取締役会が判断した場合には例外的に株主意思確認株主総会の開催を中止することがあります。

株主意思確認株主総会においては、定款第12条に基づいて、大規模買付者への対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案を付議します。株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に賛成する旨の決議がなされた場合、当社取締役会は、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

これに対し、株主意思確認株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案に反対する旨の決議がなされた場合、当社取締役会としては、大規模買付ルールに基づく対抗措置の発動は行わないものとし、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うこととめます。

なお、株主意思確認株主総会の招集に当たっては、原則として、招集通知に大規模買付者から提出を受けた日本語による情報を、原文のまま記載することとしますが、当社取締役会が特に認めた場合を除き、記載する文字数の上限は5,000字程度とし、大規模買付者から受領した情報の文字数がこれを上回る場合には、当社取締役会において、適宜、要約の上、記載することができるものとします。なお、招集通知の発送、印刷・封入作業等の事務手続上のスケジュールに鑑み、招集通知に記載する大規模買付者からの情報は、株主意思確認株主総会の開催日の8週間前までに当社に到達した情報に限られるものとします。それ以降に大規模買付者から提出された情報については、随時、当社ホームページに掲載するほか、当社取締役会が適当と認める方法により、適宜、公表します。ただし、当社ホームページに掲載する情報は、株主意思確認株主総会の開催日の3営業日前の17時までに当社に到達した情報までとします。

イ 大規模買付者がルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、必要情報を提出することなく、大規模買付行為を開始した場合又は大規模買付者が検討期間経過後、若しくは、株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合に、当該株主意思確認株主総会における決議が終了する前に大規模買付行為を開始した場合等、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で、直ちに、新株予約権の無償割当てを行うことにより、対抗措置を発動することができるものとします。

なお、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置を発動することに関する判断をする場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について諮問しま

す。独立委員会は、買付提案に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対し、検討期間内に勧告を行うものとし、当社取締役会は、その決議にあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その判断を行うこととします。

(5) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うものとし、なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様へ割り当てられる新株予約権の概要は、後記(6)「新株予約権の概要」とおりとします。

(6) 新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様へ割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の概要は、別紙5に規定するとおりです。なお、別紙5に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、導入時点では株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家の皆様にご与える影響

前記3.(4)ア(イ)のとおり、当社取締役会は、買付提案に対する対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、株主意思確認株主総会を開催し、株主の皆様に対抗措置発動の是非をお諮りします。株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主総会で議決権を行使できる株主の皆様を確定するために一定の日を基準日として公告しますので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要がある点にご留意下さい。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様にご与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当てがなされる場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられることとなります。割当てを受けた株主の皆様が、所定の行使期間内に、権利行使のために必要な手続を行わなかった場合、他の株主様による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下することとなります(ただし、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じないこととなります)。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続の過程において、当社取締役会の判断に基づいて、適宜、株主の皆様に必要な情報を公表しますが、例えば、大規模買付会が大規模買付行為を撤回した等の事情により、対抗措置を発動する必要がなくなった場合には、本新株予約権の無償割当てに関する決議後、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までの間に、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日前日までの間に、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害が生じる可能性がありますので、十分ご注意ください。

(4) 対抗措置の発動時において株主の皆様が必要となる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、株主の皆様による申込みの手続は不要です。当社取締役会が定めた割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

このように、新株予約権無償割当てにおいては、当社取締役会が別途定める割当基準日における株主の皆様へ本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれま

しては、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

- (5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、法定の手続に従って、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主の皆様へ、ご自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

5. 本プランの合理性

- (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっております。

- (3) 株主の皆様のご意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様により、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の皆様のご意思が反映されています。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の当社第102回定時株主総会において、それぞれ株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案のご承認をいただき継続しております。さらに、今回の継続につきましても、平成28年6月29日開催予定の当社第105回定時株主総会において株主の皆様から新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案をご承認いただくことを条件としており、その継続にも株主の皆様のご意思が反映される仕組となっております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様のご意思が十分に反映できる内容となっております。

- (4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

後記6. (2) のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

- (5) 独立委員会の意見を尊重すること

本プランにおいては、当社取締役会が買付提案に対する対抗措置の発動等に関する判断をする際には、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の判断を最大限尊重することとされており、当社の株主共同の利益に資するよう、本プランの運用の客観性及び合理性を担保するための手続をも確保されていると考えております。

6. その他

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成31年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。

その後も本プランを継続する場合には、平成31年に開催される当社定時株主総会において、改めて、株主の皆様へ、本プランの継続の可否について判断していただくこととします。

(2) 本プランの改廃

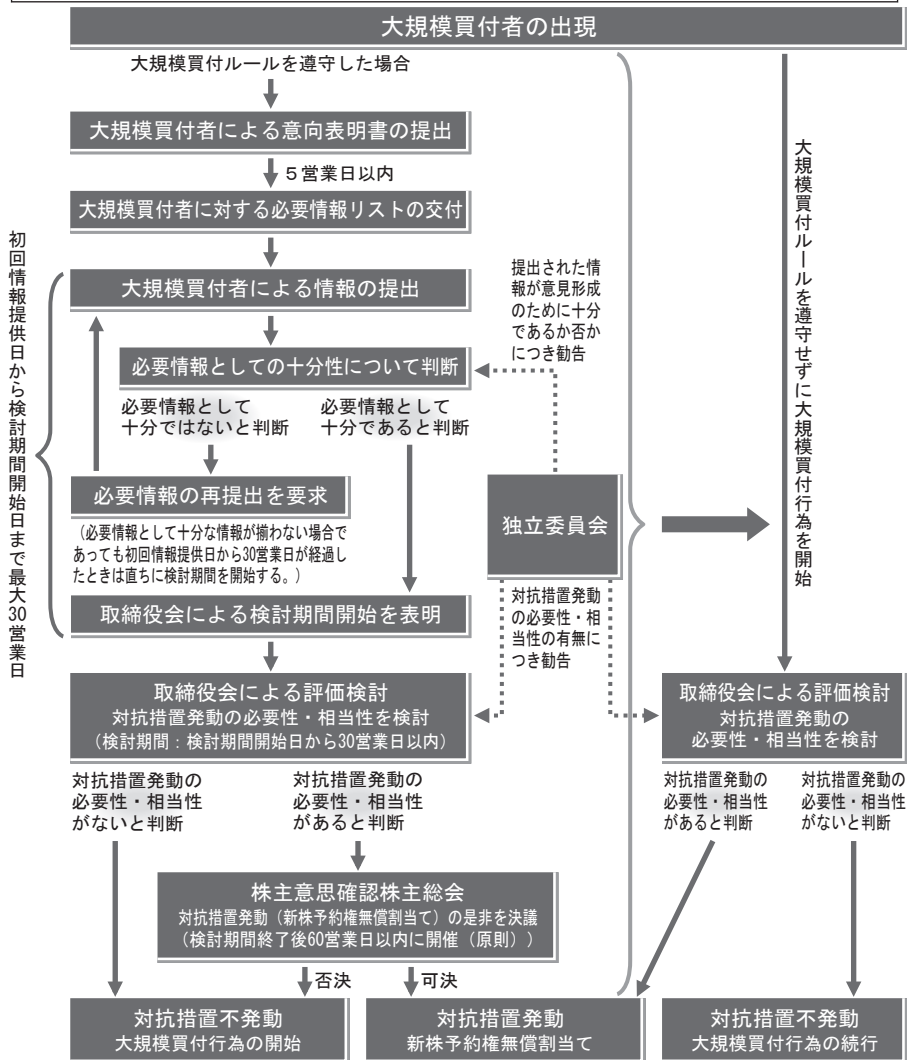
本プランは、大規模買付者が当社の議決権の過半数を保有することとなったなどの事情により、当社取締役の過半数が交代した場合には、当社取締役会の決議に基づいて廃止することができるものとします。また、本プランは、当社株主総会の決議に基づいて廃止することができるものとします。

なお、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社取締役会の決議に基づいて、適切な内容に改めることができるものとします。

以 上

<大規模買付ルール>

- ① 当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報の提出
- ② (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならない
- (b) 株主意思確認株主総会が開催される場合には、株主意思確認株主総会が終了するまで、大規模買付行為に着手してはならない



事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立委員会規則

第1条 (目的)

本規則は、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入された「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針」(以下「本プラン」という。)に伴い設置する、独立委員会に関する事項を定める。

第2条 (定義)

本規則において特に定める用語のほか、本規則で使用する用語の定義は、本プランにおいて定義されることに従う。

第3条 (独立委員会の活動内容)

独立委員会は、当社取締役会が本プランに関する決定を行う場合において、以下の各号に掲げる検討及び勧告を行う。

- ① 大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。
- ② 変更買付提案がなされた場合において、提出された変更買付提案に係る必要情報が当社株主の判断並びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成を行うための必要情報として十分であるか否か、並びに変更買付提案に係る検討期間として新たな検討期間を設けるか否かについて検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。
- ③ 大規模買付者の買付提案(変更買付提案を含む。以下本号において同じ。)及び大規模買付者から提出を受けた必要情報を検討し、買付提案に対して対抗措置を発動することの必要性・相当性について、検討期間内に当社取締役会に対して、勧告をすること。
- ④ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合において、買付提案(変更買付提案を含む。)に対して対抗措置を発動することの可否について、当社取締役会に対して、勧告をすること。
- ⑤ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について検討し、当社取締役会に対して、勧告をすること。

第4条 (独立委員会の構成及び委員の選解任)

1. 独立委員会は、当社取締役会決議により設置する。
2. 独立委員会は、3名以上の委員(以下「委員」という。)により構成される。
3. 委員は、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、当社経営陣から独立している、当社の社外取締役若しくは社外監査役又は弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者の中から、当社取締役会決議により、選任される。
4. 委員の解任は、当社取締役会決議による。

第5条 (委員の任期)

1. 委員の任期は、その選任の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会の終了後の最初の取締役会の終了の時までとする。ただし、再任することを妨げない。
2. 前項の定めにかかわらず、委員の任期が選任時に予定されていた任期途中で終了した場合において、当該委員の任期終了に伴い新たに又は補充により選任された委員及び委員の増員として選任された委員の任期は、前任委員又は他の委員の任期の満了する時までとする。
3. 委員が、当社が別途定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しなくなった場合には、当該委員の任期は、同時に終了するものとする。

第6条 (招集)

独立委員会は、各委員が、他の各委員に対して書面又は口頭その他適当な方法で通知することによって招集する。

第7条 (議長)

独立委員会の議長は、委員の互選により選定する。

第8条 (決議)

1. 独立委員会の勧告は、委員全員が出席する独立委員会において、その過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。ただし、委員の一部が傷病その他やむを得ない事由により独立委員会に出席できない場合には、委員の過半数が出席する独立委員会において、出席した委員の過半数の賛成をもって決議し、これを行うものとする。
2. 独立委員会の勧告に係る決議には、その理由及び根拠を付さなければならない。なお、委員は、前項の決議を行うにあたっては、当社及び当社グループの企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させることに資するか否かの観点から、本プランの定めに従って、これを行わなければならない。

第9条 (第三者による助言)

独立委員会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の助言を得ることができるものとし、当社取締役会に対して、それにかかる諸費用の支払を請求することができるものとする。

第10条 (細目的事項)

本規則に定めるもののほか、独立委員会の運営及び手続等に係る事項は、各委員の同意を得て、当社取締役会決議により定めるところによる。

第11条 (本規則の改正)

本規則の改正については、各委員の同意を得て、当社取締役会の決議により行う。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下総称して「社外役員」という。）のうち、以下の各要件のすべてを満たす場合には、当社からの独立性を有している者と判断する。

1. 現在および過去のいずれの時点においても、次の要件を満たすこと。
当社、当社の子会社または関連会社（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人をいう。以下同じ。）でないこと。
2. 現在および過去5年間に於いて、次のすべての要件を満たすこと。
 - (1) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する会社その他の団体またはその業務執行者でないこと。
 - (3) 当社グループの主要な取引先である者（当社グループとの取引額が、当社の一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (4) 当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの取引額が、自らの一事業年度における連結売上高の2%以上の者をいう。）またはその業務執行者でないこと。
 - (5) 当社グループの主要な借入先（当社グループの借入金残高が、当社の連結総資産の2%以上の借入先をいう。ただし、これに該当しない場合であっても、当社の事業報告等において「主要な借入先」として記載する借入先については、当社グループの主要な借入先に該当するものとみなす。）またはその業務執行者でないこと。
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬等を受領している弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等の専門サービス提供者（法人その他の団体であるときはそれに所属して当該サービスを提供する者）でないこと。
 - (7) 当社グループの会計監査人（法人であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (8) 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者（法人その他の団体であるときはそれに所属して業務を執行する者）でないこと。
 - (9) 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が当社グループ以外の会社の社外役員であり、かつ、当該当社グループ以外の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。）となる会社の業務執行者でないこと。
 - (10) 近親者（配偶者または二親等内の親族をいう。）が、当社グループの業務執行者（使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限る。）でなく、かつ、上記（1）から（9）までに掲げる者（会社の業務執行者のうち使用人にあつては部長に相当する役職以上の者に限り、会社以外の団体に所属する者にあつては重要な業務を執行する者に限る。）でないこと。
3. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

以上

別紙4 独立委員会委員の氏名及び略歴

北井 久美子（きたい くみこ）

昭和27年10月29日生

昭和51年4月 労働省入省

平成4年6月 同省職業安定局地域雇用対策課長

平成6年6月 同省婦人局婦人福祉課長

平成8年4月 同省婦人局婦人政策課長

平成9年10月 同省女性局女性政策課長

平成11年7月 静岡県副知事

平成13年8月 中央労働委員会事務局次長

平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭担当）

平成17年8月 同省雇用均等・児童家庭局長

平成18年9月 中央労働委員会事務局長

平成19年8月 厚生労働省退官

平成19年8月 中央労働災害防止協会専務理事

平成23年5月 同協会理事退任

平成23年6月 当社社外監査役（現職）、宝酒造株式会社社外監査役（現職）

平成26年6月 株式会社協和エクシオ社外取締役（現職）

平成26年6月 三井住友建設株式会社社外取締役（現職）

平成26年7月 勝どき法律事務所弁護士（現職）

現在に至る

藪 ゆき子（やぶ ゆきこ）

昭和33年6月23日生

昭和56年4月 松下電器産業株式会社（現：パナソニック株式会社）入社

平成18年4月 同社ホームアプライアンス社技術本部くらし研究所所長

平成23年1月 同社コーポレートブランドストラテジー本部

グローバルコンシューマリーサーチセンター所長

平成24年4月 同社グローバルコンシューマーマーケティング部門

コンシューマリーサーチセンター所長

平成25年4月 同社アプライアンス社グローバルマーケティングブランニングセンター

コンシューマリーサーチ担当理事兼グループマネージャー

平成26年3月 同社退社

平成26年6月 株式会社ダスキン社外取締役（現職）

平成27年6月 当社社外取締役（現職）、宝酒造株式会社社外取締役（現職）

現在に至る

吉田 寿彦（よしだ としひこ）

昭和30年3月18日生

昭和48年4月 国税庁仙台国税局入局

平成15年7月 財務省主税局主税調査官

平成16年7月 国税庁東京国税局銚子税務署長

平成18年7月 同庁東京国税局課税第二部酒類業調整官

平成19年7月 同庁課税部酒税課酒税企画官

平成21年7月 同庁東京国税局総務部企画課長

平成22年7月 同庁東京国税局課税部酒税課長

平成24年7月 同庁課税部消費税室長

平成26年7月 同庁高松国税局長

平成27年7月 同庁退官

平成27年8月 吉田寿彦税理士事務所税理士（現職）

現在に至る

吉田寿彦氏は、平成28年6月29日開催予定の当社第105回定時株主総会に付議する取締役選任議案における社外取締役候補者であります。

以上

別紙5 新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当ての対象となる株主等
当社取締役会又は当社株主総会が、別途定める一定の日（以下「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。
2. 本新株予約権の総数
割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。
3. 本新株予約権の割当てが効力を生じる日
本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会又は当社株主総会にて別途定めるものとします。
4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含みます。）又は併合等を行う場合には、当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。
5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。
6. 本新株予約権の行使条件
大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者（以下「大規模買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使できないものとします。
7. 本新株予約権の譲渡による取得
本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。
8. 本新株予約権の行使期間
当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとします。
9. 本新株予約権の取得の条件
当社取締役会又は当社株主総会で定めるものとしますが、当社取締役会又は当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。
また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。当該取得条項については、大規模買付者等からは本新株予約権を取得しないとの条件を付する場合があるものとします。
10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、発行しないものとします。
11. その他
その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会又は当社株主総会が定めるものとします。

以上

(ご参考) 平成28年3月31日現在の当社株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 870,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 217,699,743株 (自己株式16,475,391株を含む。)
- (3) 株主数 23,128名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,206	10.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	12,075	6.00
株式会社みずほ銀行	9,738	4.84
農林中央金庫	9,500	4.72
明治安田生命保険相互会社	5,370	2.67
株式会社京都銀行	5,000	2.48
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,113	2.04
国分グループ本社株式会社	3,489	1.73
宝グループ社員持株会	3,197	1.59
日本アルコール販売株式会社	3,000	1.49
計	75,690	—

- (注) 1. 持株数の千株未満は切り捨てております。
2. 当社は自己株式を16,475千株保有しておりますが、上記の大株主からは除外してあります。また、大株主の持株比率は自己株式を控除して計算してあります。

(ご参考) 本プランの概要とポイント

		当社の買収防衛策
本プラン適用の要件 (大規模買付行為)		特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為
独立委員会の 設置・構成		当社の社外役員の独立性判断基準を満たした、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び弁護士、公認会計士その他の公正な社外有識者3名以上により構成される独立委員会の設置 ※選任予定の当初委員は3名であり、全員、当社の社外取締役又は社外監査役
独立委員会の 主な役割		① 必要情報の十分性の検討及び取締役会への勧告 ② 変更買付提案がなされた場合における必要情報としての十分性及び新たな検討期間を設けることの検討並びに取締役会への勧告 ③ 対抗措置発動の必要性・相当性に係る取締役会への勧告 ④ 大規模買付ルール不遵守の場合における対抗措置発動の可否に係る取締役会への勧告 ⑤ 取締役会が独立委員会に諮問した事項についての検討及び取締役会への勧告
大規模買付者への 要請事項 (大規模買付ルール①②)		① 大規模買付行為に関する必要情報の提供等 (1) 大規模買付者による買付提案の概要及び意向表明書の提出 (2) 大規模買付者に対して意向表明書受領日の翌日から5営業日以内に交付する必要情報リストに基づく大規模買付者による必要情報の提出 ※なお、必要情報に規定される項目の概要は、買付提案の目的、買付提案の買付条件及び買付方法、買付け後の当社グループの経営方針及び事業計画等 ② 下記の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないこと 検討期間(検討期間開始日から最大30営業日)が終了するまで(株主意思確認株主総会が開催される場合はその終了まで)
検討期間開始日		最初に情報が提供された日から最大30営業日以内 (十分な必要情報が提出された場合には直ちに検討期間を開始)
検討期間		検討期間開始日から最大30営業日以内の期間
株主意思確認 株主総会の開催		取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性ありと判断した場合に開催 (<u>取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して必要性・相当性を判断</u>) →検討期間終了後60営業日以内に開催(原則)
対抗措置 発動判断 機関	大規模買付 ルール遵守	株主意思確認株主総会
	大規模買付 ルール不遵守	取締役会 (<u>取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重</u>)
対抗措置の内容		新株予約権の無償割当て
取締役の任期		1年間
取締役の総数と構成		9名を予定(うち社外取締役2名を予定)
監査役の総数と構成		常勤監査役2名、監査役3名(うち社外監査役3名)
本プランの有効期間		3年間

(注) 太字下線部は、本定時株主総会にお諮りする本プランの変更点を示しています。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場

京都市中京区河原町通二条南入一之船入町537番地の4
京都ホテルオークラ 4階「暁雲の間」

交通

地下鉄東西線「京都市役所前駅」改札出口付近より地下通路で直結
京阪電車「三条駅」より徒歩約10分
阪急電車「河原町駅」より徒歩約15分
市バスご利用の場合は「京都市役所前」下車

